

税

問合先 税務課

市・府民税の申告受付

期間 2月16日(木)～3月15日(水)

(土・日曜日除く)

時間 午前9時～11時30分

午後0時45分～4時30分

場所 市役所 1階101会議室

必要なもの

- 申告用紙(税務課に設置)
- 印鑑(認め印)
- 平成28年分の給与や公的年金等の源泉徴収票や収入のわかる書類
- 控除のための証明書や領収書、障害者手帳など
- 「番号確認」のための書類(マイナンバーカードまたは通知カード)
- 「身元確認」のための書類(顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポートなど)の場合)は1点。顔写真なしの身分証明書の場合は2点

※申告書を郵送する場合は、「番号確認」のための書類の写しと「身元確認」のための書類の写しを同封してください。マイナンバーの安全管理のため、郵送については、配達記録など、安

全措置を施した方法で郵送してください。

■公的年金等以外に収入がない

人は、申告をする義務はありません。公的年金等の支払者に届けている以外で、次のような場合、申告をすると税額が減額されることがありますので、忘れずに申告してください。

- 扶養している親族があり、扶養控除が受けられる
- 健康保険料の支払いなどで社会保険料控除が受けられる
- 医療費が一定額を超え、医療費控除が受けられる

■平成28年中に収入がなく税額

が発生しない人でも、公営住宅の同居や奨学金の申請など、所得に関する証明書が必要なき場合は、申告が必要な場合もあります。

■市・府民税の税額を計算する

資料には、市への申告書のほかに給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書などがあり、申告した所得以外の収入がある場合や、扶養控除の対象者に要件を超える収入がある場合などは、申告時の想定税額と実際の税額が異なる場合があります。

軽自動車税 廃車手続きは 3月31日までに

原動機付自転車・二輪・軽二輪・軽四輪などにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録している車両の所有者(使用者)に課税されます。4月2日以降に廃車手続をした場合、平成29年度は課税されることになりませんので注意してください。

使用しなくなった車両や、他の人に譲渡した車両、スクラップや盗難などで所有しなくなった車両は、3月31日(金)までに廃車などの届出をしてください。また、市外へ転出する場合は、車両の住所変更手続きもしてください。

※廃車手続きをする場合は、その車両の軽自動車税を完納しておいてください。

問合先

- 原動機付自転車(125ccまで)、小型特殊自動車(フォークリフトなど)、ミニカー…税務課
- 軽二輪・二輪の小型自動車…和泉自動車検査登録事務所(和泉市上代町官有地 ☎050・5540・2060)
- 軽四輪・軽三輪自動車…軽自動車検査協会 大阪主管事務所

和泉支所(堺市西区山田2丁190番地の3) ☎050・3816・1842



税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462・3471

平成28年分

所得税等の確定申告

【税務署の申告会場】

日時 2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日除く) (申告相談受付は午後4時終了)

※2月15日(水)まで、税務署は大変混雑し対応できない場合がありますので、事前の申告会場を利用してください。

【事前の申告会場】

日時 2月8日(水)～14日(土・日曜日除く) 午前10時～午後4時(昼休憩除く)

場所 たじりふれ愛センター
※駐車場が狭いため、公共交通機関を利用してください。イオ

ンモールりんくう泉南には、申告会場を開設していませんのでご注意ください。

【岸和田・泉佐野税務署の 合同申告書作成会場】

日時 2月19日(日)・26日(日)

(申告相談受付は午後4時終了)
場所 岸和田税務署(岸和田市土生町2丁目28番1号)

※専用の駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。混雑状況により、早めに受付を終了する場合があります。午前9時～10時頃は特に混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。

近畿運輸局からのお知らせ

～自動車の登録手続きはお早めに～

自動車の登録手続きは、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局、事務所で行うこととなっています。3月下旬は窓口が大変混雑しますので、3月中旬までに済ませてください。

登録手続き自動音声案内(24時間対応)・問合先
和泉自動車検査登録事務所(☎050-5540-2060)
※複雑な事例などは、オペレーターが対応(開庁日の午前8時30分～午後5時15分)します。